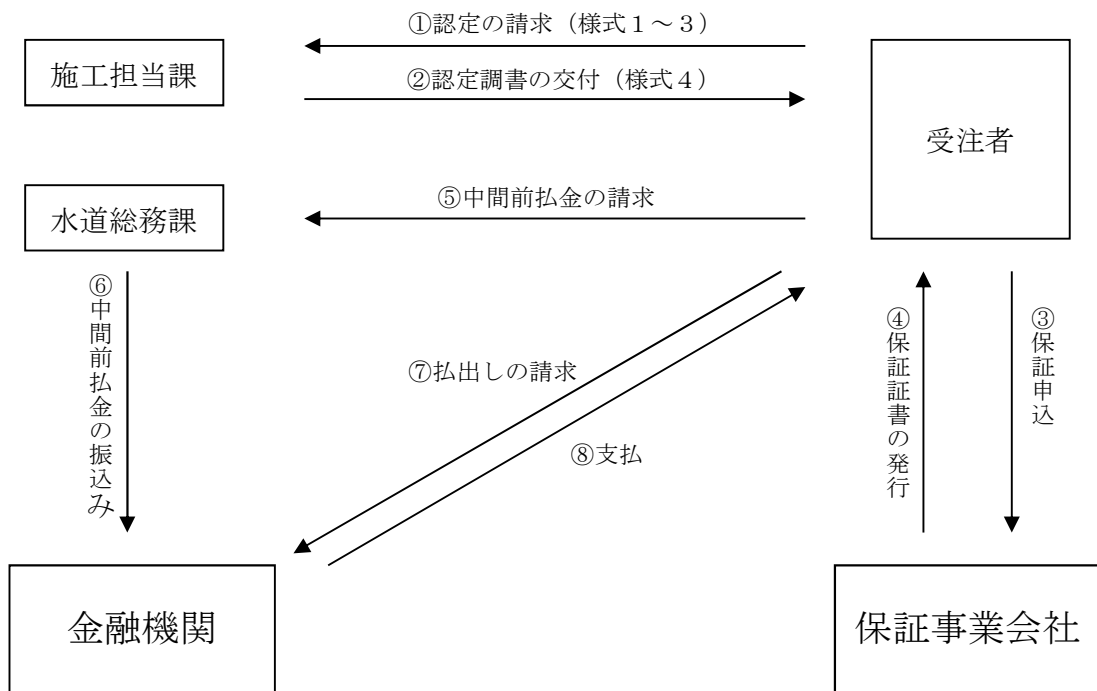


中間前金払の手続きの流れ



(1) 受注者は、中間前金払認定請求書（様式 1）に工事履行報告書（様式 2）及び実施工程表（様式 3）を添付して、当該工事の施工担当課へ提出し、中間前払金に係る認定の請求を行ってください。

※ 工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるとあります。

(2) 工事施工担当課は、認定請求書を受理し、要件を確認した上で中間前金払認定調書（様式 4）を受注者に交付します。

(3) 受注者は、中間前金払認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。

(4) 受注者に対し、保証事業会社から保証証書が発行されます。

(5) 受注者は、請求書に保証証書及び中間前金払認定調書の写しを添えて水道総務課に提出してください。

(6) 水道局から中間前払金が前払金専用口座に振り込まれます。